

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

孤立や摩擦を恐れず、自分なりの方法で自己実現を目指す人が辿り着く道を見てくれたイチロー。「小さなことを重ねることが、とんでもないところに行くただ一つの道」彼の紡ぐ言葉も心に刺さります。

歳を重ねて成長を実感させてくれるシンガー、竹内まりや。人気絶頂時代に大好きな歌で喉を痛めた時、本末転倒だと感じ自分を見つめ直すために休業しました。その歌手にふさわしい楽曲を提供するようになります。弱さも肯定し、苦しさに寄り添い、前に踏み出す気持ちにさせる歌詞に胸が熱くなります。二人との出会いに感謝。

私の書棚より

○マーケティングの目的は営業を不要にすることであり、顧客の欲求を深く理解し、販売促進などしなくとも顧客が列をなして買うほどの製品を作るのが大事だ。

○さまざまな組織のクライアントに対し、真摯きさえ失わなければ、いくら失敗しても、最後はいい形に収まるものだ。

○事業の目的はただひとつ、顧客の創出である。

「ドラッカー全教え」
 ウィリアム・A・コーエン著 大和書房

税務アンテナ

□相続財産から葬式費用や借入金等の債務は控除されます。

ただし、団体信用保険の保険金で返済される住宅ローンの場合には、金融機関は相続人との間に保険金の受領を停止条件として住宅ローンの残高を免除する特約を結んでいるため、相続開始の際には住宅ローンの債務はないものとして取り扱われます。

なお、夫婦のどちらかが死亡、高度障害状態になった時に、残った住宅ローンが全額弁済される連帯債務型の団体信用保険の場合には、同様に相続人の相続財産から免除できる債務はないものとして取り扱われますが、免除を受ける相続人の債務は、もう一方の連帯債務者の一時所得になります。

□一人親方に対する外注費が給与として扱われる場合があります。

役務の提供の内容が他人の代替を容れない、事業者の指揮監督を受けている、完成品を引き渡せなくとも報酬を請求できる、材料又は用具等を供与されている場合等は外注費ではなく、給与として取り扱われます。給与の場合は、源泉徴収の義務もあり、消費税の仕入税額控除もできません。

ただし、外注費か給与かの判断は、個々の実態に応じて総合的に判断されることになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5月の税務スケジュール

10日	○4月分の源泉所得税の納付
31日	○3月決算法人の確定申告 ○9月決算法人の中間申告 (予定申告) ○6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告
31日	○5月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『人はみんな、不安定な中で生きている』 by 山崎努